宮城県日本拳法連盟昇段級審査規則

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この宮城県日本拳法連盟(以下「県連」という。) 昇段級審査規則(以下 「審査規則」という。) は、県連において実施される昇段級審査会(以下「審 査会」という。) について、必要な事項を定める。

(範囲)

第2条 県連が主催し審査部が主幹する審査会では9級以上四段以下までの段級 位について審査を行うものとするが、必要に応じ受審段級位に制限を設 けることもできる。

(審査会の実施)

第3条

- (1) 審査会は、県連が定めた年間行事を実施するものとし、必要に応じてそれ 以外の審査会を実施することができ、その時期及び会場は実施の1か月前 までに公表する。
- (2) 審査会の開催にあたっては、日本拳法連盟の審議会議長に申請し、その承認を得ねばならない。

(実施の要件)

- 第4条 審査会の実施要件は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 形審査については、審査部所属の指導員3名以上の審査員を要する。
- (2) 防具審査については、審査部所属の指導員3名以上の審査員を要する。 (審査方法及び合否)

第5条 審査の方法は、次に定めるとおりとする。

- (1) 4級以下の受審者は形指定(別表1)の審査を行い合格しなければならない。
- (2) 3級以上の受審者は形指定(別表1)の審査と防具審査の双方に合格しなければならない。片方のみ合格の場合、次回以降の審査では合格した審査を免除する。
- (3) 防具審査は、初段以下は3分間本数勝負法、二段以上は3本勝負法とる。
- (4) 防具審査の試合方法は、全国連盟競技規則に準ずるものとし、試合回数については、別表1に定めたものを受審当日行うものとする。
- (5) 防具審査の合否については、<mark>別表1</mark>の定めにより決定する。ただし、審査 加減点は、参画した審議員の合議によりこれを決定する。
- (6) 所定の審査以外の審査を希望する場合は、その旨を審査部長に申請し、 承諾を得た場合は、防具審査に替えて別途定める方法で審査をうけること もできることとする。

(受審資格)

第6条 審査会において受審を希望する者(以下「受審者」という。)の資格 は、県連に登録済みの者とする。

> ただし、連盟以外の団体に所属していた者は、新たに連盟に登録後、す みやかに他の団体で得た段級位を日本拳法連盟昇段審議会(以下「審議 会」という。)に申請し、承認されることを要件とする。

2 受審者は、各級段により月数及び年数の制限を<mark>別表2</mark>のとおり定め、また 修業開始し、最初に受審出来る級位を<mark>別表3</mark>のとおり定める。

(失格)

第7条 この要綱及び要綱細則で定める事項を遵守しない場合は、受審資格を失 うものとする。

(受審の申請)

第8条 受審は、各団体で取りまとめ、定めた様式により、申請しなければならない。

(審査結果の通知)

第9条 審査結果は、審査終了後、すみやかに通知する。

(審査会の報告)

第10条 審査会の結果は、審査部が取りまとめ審議会に速やかに提出報告し、認 定を受ける。

(認定証)

- 第11条 認定証の発行は、次のとおりとする。
 - (1) 段の認定証は、日本拳法全国連盟から発行する。
 - (2) 級の認定証は、日本拳法連盟から発行する。

(その他)

- 第12条 受審料及び認定証料については、各団体においてとりまとめ、所定の日までに送金しなければならない。なお、この金員の取り扱いは、県連総務部の所管とする。
 - 2 県連の関与する公式競技会において、顕著な成績を残した者は、特別昇 段を認定することができる。

(疑義)

第13条 この要綱の定めるもののほか、昇段級に関し、必要な事項は、審査部に諮り、決定する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から適用する。

この規則は、平成28年4月23日から適用する。

この規則は、平成29年4月1日から適用する。

宮城県日本拳法連盟昇段級審査規則運用細則

第3条関係(審査会の実施)

1、県連が主催し審査部が主幹する審査会は年2回とする。 原則として 第1回は5月、 第2回は12月に実施する。

第5条関係(審査方法及び合否)

- 1、形審査の形指定については、別表1に定める通りとする。
- 2、審査で着装できる防具は、全国連盟指定のものとする。
- 3、当日の審査不合格者は、昇段級審議会の開催する形講習会に受講し、 正しい形を身に着けた者は審議員が認め、審議会において再度合否を 決めることもある。
- 4、(6) 所定の防具審査に替えて別途による受審者資格は次の者とする。
 - ① 何らかの理由があり、極度に打たれ弱い者。 (顔面部)
 - ② 身体器官に何らかの障害があるもの。
 - ③ 女子で防具試合が不適当と思われるもの。
 - ◆ 上記の者は、形、空乱撃、面無し防具、想乱撃等で合否を決める。
 - ◆ 受審する段級位によって、一部省略する事が出来る。 詳細は別に定める。

第7条関係

- 1、拳法衣は、破損なく清潔であり、袖の長さは、肘と手首の長さの2分の1 以上とし、すその長さは、膝と足首の長さの2分の1以上のものを着用する こと。
- 2、 防具は、破損ないものを着装すること。
- 3、 面を補完するタオル類の使用方法は、全国連盟競技規定に準ずる。

別表 1

◆ 級段位別形指定と防具審査実施要綱

(10級~4級)

級位	形審査	帯色	級位	形審査	帯色
10 級	初伸之形	黄	5 級	地擊之形	緑
9級	伸流之形	黄	4 級	青風之形	紫
8級	五成之形	橙	3 級注1	初級基本課題	紫
7級	五陰波之形	橙	2 級	中級打擊課題(二人形)	茶
6級	正流之型	緑	1級	中級打擊課題	茶

注1:中学生以下の帯色。高校生以上は茶帯となります。

※少年級と帯色は日本拳法全国少年連盟で決定し統一とされました。

(3級~四段)

A		防具審査					
級段位	形審査	試合方法	試合数	審查基準	再受審者 持ち点	審査員 加減点	帯色
3級	初級基本課題 (一人形)	3分間本数勝負	1試合	 道衣、防具の装着 礼法、態度 気合、闘志 	なし	なし	茶
2 級	中級打擊課題 (二人形)	3分間本数勝負	2試合	3級審査基準を満たすこと 審査得点3点以上	1点	なし	茶
1級	中級打擊課題 (一人形)	3分間本数勝負	2試合	3級審査基準を満たすこと 審査得点4点以上	1点	なし	茶
初段	中級組打課題 (二人形)	3分間本数勝負	2試合	3級審査基準を満たすこと 審査得点5点以上	なし	なし	黒
弐段	流煙の形 (二人形)	3分間3本勝負	3試合	3級審査基準を満たすこと 審査得点8点以上	なし	±5点	黒
参段	水煙の形 (二人形)	3分間3本勝負	3試合	3級審査基準を満たすこと 審査得点10点以上	なし	± 5 点	黒
四段	火流の形 (一人形)	3分間3本勝負	4試合	二段以下との対戦では連続 試合での全勝を要す。 三段以上との対戦では試合 内容を持って考課する。	なし		黒

^{※「}審査得点」については、下記の通り定める。

「試合勝点を3点、引き分け点を1点、ポイント得点を1点とし、これに審査員点を加減して算定」 ※昇級、昇段には、「基本・形審査」ならびに「防具審査」の両方の合格を要するが、片方のみの合格者には次回 以降の審査において、これを免除し、他方の受審のみで合否を判定することとする。

別表2

◆ 第6条第2項関係の受審制限の月数及び年数表

亚帝矶纽丛	月数及び年数	月数及び年数
受審段級位	(受審の場合)	(推薦の場合)
9級	修業年限3ヶ月以上	
8級	10 級合格後3ヶ月以上	
7級	8級合格後3ヶ月以上	
6級	7級合格後3ヶ月以上	
5級	6級合格後3ヶ月以上	
4級	5級合格後3ヶ月以上	
3級	4級合格後3ヶ月以上	4級合格後6ヶ月以上
2級	3級合格後3ヶ月以上	3級合格後6ヶ月以上
1級	2級合格後3ヶ月以上	2級合格後1年以上
初段	1級合格後3ヶ月以上	1級合格後2年以上
弐段	初段合格後6ヶ月以上	初段合格後3年以上
参段	弐段合格後1年以上	二段合格後4年以上
四段	三段合格後1年以上	三段合格後5年以上

^{*}赤字は全国連盟の改定に伴い変更。(2016.9.13)

別表3

◆ 第6条第2項関係の修業開始後の初受審可能級位

段級位	受審者
9級	年齢下限なし
7級	中学生より受審可能
5級	高校生より受審可能
3級	大学生、一般より受審可能

形演技上の心得と評価基準

◆ 形演技上の心得

服装	道衣は清潔に、かつ整ったものを正しく着装すること。
加 表	道衣の中は白のシャツのみ。帯は正しく結ぶ。
<i>ゾ</i> ケ 表h ロ <i>L</i> L	背筋を伸ばし、胸をはり、堂々と自信を持った姿勢をととること。
姿勢・目付 	目線は、キョロキョロしたりせず、終始、目の前の一点を見ること。
礼	基本通りに正しく節度を持って行う。
構え	手構え、身構え、足の位置を正しくし、気迫のある闘志のこもった構えと
1件 人	する。
日刊キ・休刊キ・四刊キ	足捌きはすべてすり足。体捌き、受捌きも体が揺れることなく安定した形
足捌き・体捌き・受捌き 	で動く。
拳足技	正しい拳足を作り、正しい軌道で技が出るようにする。
受手技	正しい受け手を作り、正しい軌道で受けるようにする。
技速	すべてゆっくりとしたリズムで行い。動きに節度をつけ、流れのよいテン
1文 坯	ポで行う。二人形の場合は、タイミングをはっきり現すこと。
明 △」、 (一人式)	間合いはやや遠めに取り、技形はすべて大きくし、拳足技や受け手技が正
間合い(二人形)	しい姿勢でできるようにする。形の術法の形勢を明瞭に表すこと。
掛声・闘志	構えるときや拳足技の時は必ず大きな声を出し、技に迫力を持たせる。

◆ 形審査の評価基準について

総合評価基準表

基準	評価
基本や形の修練がまだまだ必要。	1
基本や形の習熟度がもう少し。再受審までに習熟度を高める。	2
基本や形がある程度習熟しているものと評価し、合格とする。	3
基本や形が手本とするほど習熟していると評価する。	4
基本や形の指導ができるほど習熟していると評価する。	5

- *審査の内容を項目別に分離して評価し、数値で測定することにより、総合評価を 導き出す。又、項目ごと、特に気になるところがあれば、特記事項に審査担当者 がコメントを記載する。
- *総合評価が3以上で合格とする。

審査料と允許 (免状) 料

E几411.4二	受審	審査	推薦審査		
段級位 	受審料	允許状	受審料	允許状	
10 級	1,000 円	2,000 円			
9級	1,000 円	2,000 円			
8級	1,000 円	2,000 円			
7級	1,000 円	2,000 円			
6級	1,000 円	2,000 円			
5 級	1,000 円	2,000 円			
4級	1,000 円	2,000 円			
3 級	2,000 円	3,000 円	5,000 円	3,000 円	
2 級	2,000 円	4,000 円	5,000 円	4,000 円	
1級	3,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	
初段	5,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	
二段	5,000 円	20,000 円	10,000 円	20,000 円	
三段	5,000 円	30,000 円	10,000 円	30,000 円	
四段	5,000 円	40,000 円	10,000 円	40,000 円	

*審査料は、昇段級審査前に徴収します。

(不合格の場合でも、審査料は返金いたしません。)

- *允許(免状)料は、審査が合格し日本拳法連盟または日本拳法全国連盟より、免状が届いた時点で徴収します。
- *特別昇段級(推薦受審)は、主要大会等で優秀な成績を収めた場合などは、協議の 上、特別昇段級(推薦受審)の場合あり。
- *赤字は全国連盟の改定に伴い変更。(2016.9.13)